

令和4年度個別避難計画作成事業の総括

総務局危機管理部防災対策課

【経緯】

令和3年度の課題（市が想定する優先度の高い者の計画作成できない、事務負荷が大きい等）を踏まえ、市があらかじめ選定した対象者の計画作成を一括で作成できる事業者をプロポーザル形式での提案により選定・委託契約を締結した。（委託事業者：(株)ヘルパーリンク）

【事業概要】

- ・ 令和4年度末までに100件の計画作成を予定
- ・ 計画作成対象者は、市が計画作成の優先度が高いと考える下記要件①②のいずれかに該当し、かつ計画作成の同意が得られた要支援者
 - ①土砂災害警戒区域に居住する者
 - ②医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある者
- ・ 計画作成にあたり、対象者の情報提供を委託事業者から担当する福祉専門職に依頼（福祉専門職による情報提供について対象者の同意が得られた場合のみ）

【効果】

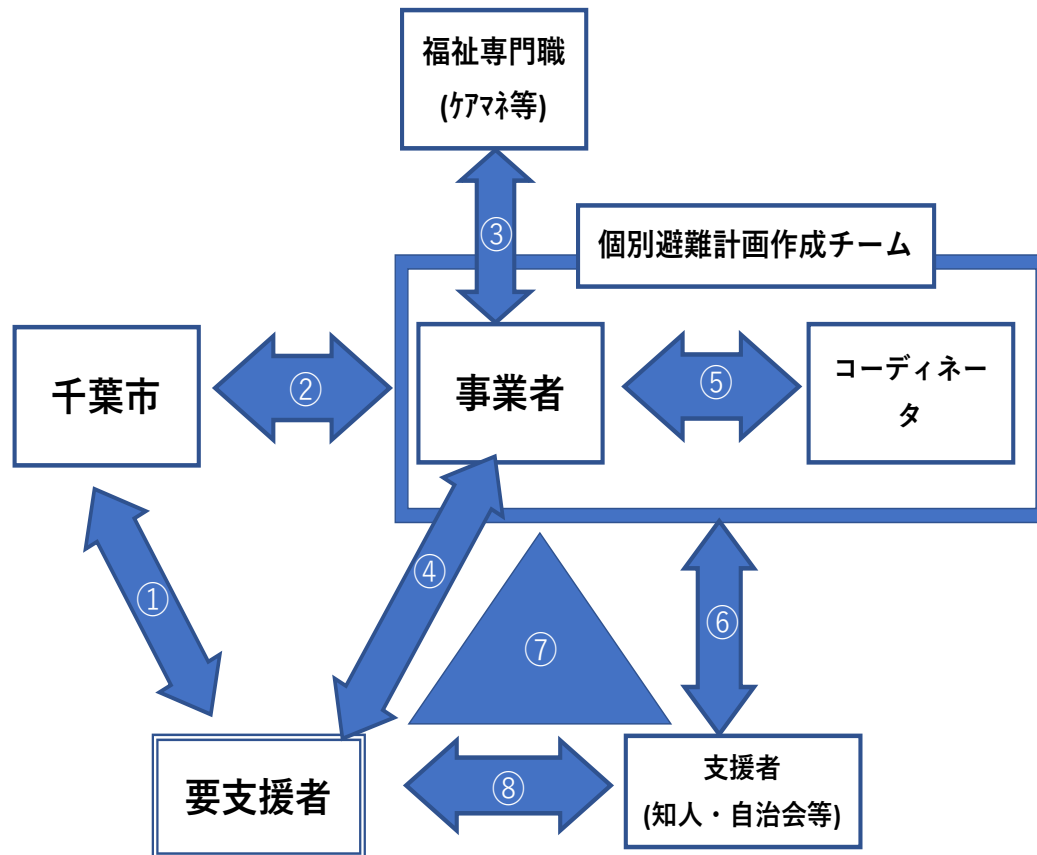
- ・ 一括委託方式では、受託者側の担当者が固定されることにより、市と緊密な連携をとることができ、業務上生じた課題などに対して柔軟に対応することができた。
- ・ 比較的短期間で多くの計画作成することができるため、事務負荷や作成効率の面で課題解決につながった。

【課題】

- ・ 普段関わりのない事業者の訪問に対する抵抗感や個人情報の取扱いに対する懸念から、作成の同意を得られないケースがあった。
- ・ 特に医療的ケア者等は、医療に関する専門的事項の計画への反映や電源確保ができる避難先への避難の調整等を行う必要があり、普段関わりのない委託事業者では対応が難しいことがわかった。

令和4年度実施モデル

民間事業者等への一括委託方式



- ①千葉市から要支援者に対して個別避難計画作成を打診し同意を得られた場合に着手。
(福祉専門職の持つ個人情報利用の同意含む)
- ②千葉市と民間事業者間で委託契約を締結する。
1件：15,000円（令和4年度実績）
- ③事業者から福祉専門職へのヒアリング等により本人の情報を事前に把握する。
- ④民間事業者が要支援者本人と面談し、個別避難計画書の基本的事項を作成する。
- ⑤事業者とコーディネータが協力して個別避難計画書を完成させる。
- ⑥支援者を選定する。
- ⑦要支援者、作成チーム、支援者間で支援方法等の検討を行う。
- ⑧要支援者と支援者間での日頃からの連携

- 令和4年度実施モデルでは、一社に委託することで、事業の趣旨等を理解した担当者が計画を作成することが出来、比較的短期間でより多くの計画作成を行うことができた。
- しかし、令和4年度から作成対象とした医療的ケア児者等は、医療に関する専門的な事項（医療処置情報、医療機器の取扱い等）の記載や、通所先施設等への避難に関する個別の調整など、専門性が高いニーズを計画に反映する必要があり、日頃から対象者のことをよく理解している福祉専門職等が直接関与する必要性が高いことがわかった。
- また、平時のつながりがない者へ抵抗感がある方も一定数いることから、来年度以降は本年度と同様の一括委託方式を継続しつつ、医療的ケア児者等一部の者に限り、福祉専門職等が直接計画作成に携わることができるようなスキームの検討が必要と考える。